

令和6年6月3日

組 合 員 各 位

島根県農業協同組合  
代表理事組合長 石川 寿樹

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和6年5月30日理事会において議決しましたので、定款第57条第2項の規定にもとづき掲載いたします。

なお、変更の内容については、今後、島根県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

## 記

### 1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、自賠責保険・共済の契約引受・管理等にかかる業界共同システム（※）の導入に伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、共済規程の一部を変更する。

（※）各共済団体・各損害保険会社が独自に構築している自賠責共済・保険の引受・契約管理に関するシステムを共同化することで、システム構築・運用費用の効率化、自賠責共済・保険の引受関連業務の標準化・効率化に資するシステムのこと。本システムでは、クレジットカード決済を可能とする機能が構築され、共済掛金のキャッシュレス化が実現できる。

### 2. 実施時期

令和7年1月1日

以 上